

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年6月9日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月9日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

では、エンドウさん。

○記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

今日の議題の核セキュリティの文書の保存期限について伺います。

委員長も定例会合の中で東電に要求する期間を考えると決して長いとは言えないという御発言がありました。これはその保安規定の審査での東電にそのリスク情報の文書を、廃炉まで修正、保存期限を廃炉まで修正させたということを見せていると思うのですが、そうしたことも踏まえるとですね、まあ委員長としては、その10年という期限は短いと感じなのか、改めてちょっと見解を聞きたいんですけども。

○更田委員長 10年たったならば廃棄すると決めたわけではなくて、10年たったら廃棄することができるというふうに決めたわけですね。で、その10年後の判断というのはあるのだらうと思います。例えばいわゆる検査制度において赤に関わった事象、ないしは黄色に関わったような事象で、10年後もまだ保存の必要があるという判断があればそれは保存していくということになるのだらうと思います。今日の委員会の議論というのはそういう、そこへ落ち着いたのだというふうに思っていますけれども、一律10年だとすると、物によっては相応しくない場合があるだらうという意味で今日の委員会で発言をしました。

○記者 分かりました。

それで、その10年後の判断というところなのですが、その10年後に延長なのか廃棄なのか判断するということを前提に今日はしたと思うのですが、その10年後は規制委も規制庁も、職員だったり委員の異動だったり入れ替えたりだったりがあると思うのですが、どう責任を持ってですね、10年後にこう今日の議論を引き継いでいかれるおつもりなのでしょうか。

○更田委員長 安全についてもセキュリティについても、10年後であってもそれはもちろん委員会の姿勢であるとか、その取る方針というのは構成によって変化することはある

でしょうけれども、安全・セキュリティの重要度が変わるわけではないので、それはもちろん施設の利用のありようにもよりますけれども。で、議論のメンバーが替わるから変わる部分と変わらない部分というのはあるだろうと思うし、10年後においてもその時点でのセキュリティ規制の在り方に照らして判断するしかないだろうと思います。今から縛りをかけておくというものではないだろうというふうに思います。

○記者 分かりました。

それで、そのメンバーが替わったときにその変化はあるだろうという今のお話だと思うのですが、まあ逆に言うと、何というのでしょうかね、判断する人によって文書の残す基準というのがですね、変わる。そこが恣意的に運用されるんじゃないかという懸念ももしかしたらあるのかもしれないけれども、その辺り、恣意的に運用を、残す、残さないの判断をされないためにですね、今からどういったことが必要になってくるのでしょうか。

○更田委員長 人が替わることによる変化と、それから恣意的ということは必ずしも同じことではないと思いますよ。で、そのときの判断をする主体が恣意的に判断をするかどうか。で、基準を設けておくというやり方もあるかもしれないけど、線引きはなかなか難しいところだろうと思っています。

で、一般論として言えば、一つの目安になるのは検査制度におけるSDPの区分というのがまあ一つの目安になるのだろうというふうに思います。ただ、検査制度だって新たな検査制度であって、で、10年後にどういった制度、あるいはSDPの仕組みそのものがどうなっているかというのを今から、むしろ今からそこへ縛りをかけにいくとなると、むしろ規制を膠着させることになるだろうと思いますので、それはやっぱりそのときの判断主体に委ねるほかはないだろうと思います。

○記者 分かりました。

最後に、この今日の決定の背景には、その2015年の柏崎刈羽原発の文書の廃棄が判明したということがあると思うのですが、あれが5月の連休明けぐらいに報道が出て、それで文書がないというふうになって、で、今日、1か月経ってこういう決定に至ったわけですが、まあ総括的にどうかですね、まあ委員長としてですね、この間の規制庁の対応については、御所感がもしあればお願いします。

○更田委員長 委員会としては、柏崎の一件が、KKの一件があった時点で、まあ運用前のものであったから廃棄されていた。それから運用後であっても期間が5年、3年というのはどうなのだというのは、まあすぐその認識としては改める必要があるのではないかという認識を持って、で、事務局にも検討指示をして、規制庁の対応としては、まあほぼほぼ最速の対応ではなかったかなというふうに思っています。これは国会でも御指摘がありましたし、その御指摘と規制委員会の問題意識というのはほとんど変わらないものでしたので、そういった意味で、規制庁に対応を指示をして今日に至った、で、その期間に関しては、まあこんなものかなと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、マツヌマさん、お願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。

今回の文書の問題に絡んでというか、ちょっと違う視点なのですけども、まあ委員長もおっしゃっていましたが、やっぱり安全の問題なんかに関しても、後になって、あれどうだったという、見返したりということが度々あるということなのですけども、原子力規制委員会の臨時会なんかで非公開になっているもののこの議事録がですね、何うと作られていないのだということで、で、私は公開できないとのことはよく分かるのですけれども、やはり数十年後に公開できるかもしれないし、例えできなかったとしても、何かあったときに、あの判断はどうだったのだという、内部的に見返すという行為もあり得ると思うのですね。そういう中で議事録すら作られていないという運用の在り方にちょっと疑問というか、是非これは作られるべきではないかと思っているのですが、どうでしょうかという。

○更田委員長 速記録という形、要するに発言をそのままという形であるとする、今の場合は録音から機械使ってそれにチェックをかけてというやり方をしていますし、それから外部に委ねるといことはしていないのかなとは思いますが。ですから、要はリソースの問題はあるのだろうとは思いますが。

ただ、おっしゃるように、臨時会であっても、そのときの議論の内容が一般に公開できないとしてもその内容が記録されているということは大事であろうと思いますので、臨時会の資料の保存もそうですし、どういった議論があったかというのは、そうですね、議事メモの充実みたいな形、おっしゃる趣旨を酌むとすれば、議事メモの充実みたいなことになるんじゃないかとは思いますが。

さあこれは総務課の検討事項かな。

○総務課長 総務課長です。

総務課と、あとはやっぱり核セキュリティ部門内でどの程度の記録を残すかという問題なので、要検討だとは思いますが。

○更田委員長 マツヌマさんのおっしゃる趣旨はよく分かります。で、振り返ったときにどうであったかというのが参考になるのも事実です。検討してもらいましょう。

○司会 そのほかございますでしょうか。

では、スズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキです。よろしくお願いします。

先ほどと同じように3番目の議題の問題なのですけども、委員会の中で、定例会合の中で、情報の公開・非公開の部分で、規制庁とのやり取りを委員長されていてですね、

話がかみ合わないところもあったのかなと思うのですけれども、委員長としては、その公開・非公開の先ほど議論されていた内容としては、どういうことを御自身としてはお思いでいられたのか、おっしゃりたかったのか、ちょっと伺いたいのですけれども。

- 更田委員長 まず、公開の基準といいますか、何が公開できて公開できないかというのは時間の経過とともに変化するでしょうから、それに、情報を得たいほうからすれば、それが既に公開されているのであれば、行政文書として保存されていなくても、もう既にどこかにあるわけですよ。で、今の世の中でいうと、電子化されたものは、一旦ネットの上に載ったらほぼ消えるということは考えられない。ですから、公開は、事実上、情報を得るといふことの点に関して言えば、保存と同じ意味を持つわけですよ。そういう意味で、公開文書の保存期間はあまり論点にならないのだろうと、公開情報の。公開されている以上、もうそれは情報そのものに関しては保存とほぼ同等の価値があるので、行政文書として保存されているかの如何に関わらず入手が可能なわけですけれども。一方、非公開である限りにおいては、保存されていない限りその情報が得られない。で、二通りのやり方があって、廃棄にふさわしくない情報であれば保存をし続けるのか、ないしは公開をしてしまうのかという手段はあるだろうと。

ただ、これは一般論として申し上げたのであって、なかなかその核セキュリティに関わるものを公開というのは考えにくいところがあります。というのは、規制委員会だけでは判断できないものがあって、ほぼ国際約束に相当するものがありますので、日本が公開した情報によって他国の類似の施設の脆弱性が明らかになるというようなことは決してあってはならないので、これは核セキュリティの分野における国際的な慣行であるとか判断に基づいて非公開となったものについて、まあ時間の経過とともに公開になるということはなかなか考えにくいだろうと思います。ただ、一応ちょっと今日委員会では一般論に従って、公開というのはほぼ保存と同じような意義を持つという点について指摘をしたということです。

- 記者 ありがとうございます。

それからですね、今日はその10年後に延ばしたというところで、ただその10年ですぐに機械的に廃棄するわけではなくて、そこで判断をするということになるという条件がついたと思うのですけれども、で、ちょっと先ほどのやり取りの中で、今から縛るようなことはしないほうが良いという話ではあったと思うのですが、その10年後にですね、規制当局のほうが、事務局のほうがですね、その委員会のほうに上げるか上げないかというところを事前に判断をするのかなと思うのですけれども、そうなった場合にですね、そこを上がってきたものを委員会として判断するということになるのか、それとも委員会のほうからですね、こういったものはどうなっているかというように求めていくのか、その辺り、難しい線引きのところだと思うし、その全部を上げろとなると煩雑になるので、そこも難しいと思うのですけれども。

- 更田委員長 それはだから、10年後の運用になるのだろうというふうに、今の時点では

思います。それから、確かにその保存期間が長くなることによって、保存そのものの負担というのは大きくは変わらない。まあスペースの問題と今日回答がありましたけど、電子化してしまえば、電子化が可能であればスペース上の問題はないのですが、一方で、その情報を、その非開示部分を伏せた形で公開というようなことをすると、もの凄い事務量になるのですね。強烈な事務量になる。厚さ1cmの文書となると、それをずっと見て行って、個人情報やセキュリティに関わる情報や商業機密に関わる部分はないかというのを1行1行チェックしていくわけです。これにかかる時間って想像つくと思うのですよね。ですから、いたずらに文書の数を増やしてしまうと、まず事務量の増大だけじゃなくて、結局過度な負担を生むような状態をつくると、かえって情報公開に対する、何といいますかね、ディスインセンティブになる。ですから、いたずらにその保存する文書の量を増やせばいいというものではないと思って、かえってこれは制度の形骸化であるとか情報に対する倫理を低下させてしまう部分があると思っています。ですから、電子化さえすれば容量はほぼ無限大に近くあるので、何でもかんでも取っておけばいいかということ、そういうことにもならないのだろうと思っています。

それから、保存期間が完了したときの判断と。これはやはりその時点での運用であると思っています。今の時点で委員会で判断をしなければならないとか、決めたところでそのときの主体の判断になるわけですから、今の時点でそれを縛ることに、繰り返しになりますけど、あまり意味はないと思っています。

○記者 すみません、最後に確認なのですが、今回ですね、その文書の記録の期間なのですが、まあ一応30年という括りもあったと思いますので、その中で、委員長も会合の中で、30年というのはレベル感でいうと、ちょっとその法令であったり、その閣議決定のものとは、ちょっと今回のものは違うかなという話もあったと思うのですが、その10年でも、10年でいいというか、そういうふうにと妥当というふうに考えられたということですかね。そのちょっと根拠を伺いたいですけど。

○更田委員長 やはりレベル感の問題と、それから先ほど申し上げたように、いたずらに文書の期間を延ばせばいいというものでもないということ。それから、今回の発端となったKKのことを考えれば、やはり10年あったら。で、10年の期間という間に類似の事象等があったら、そこで改めて、新たな文書にその情報が過去の事例として転載される形になるので、実質的には延びるわけですよ。ですから、そういった意味で10年というのはほぼ妥当なところだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど挙げられたヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

同じ議論ですが、10年後の判断とおっしゃいますけれどもね、まさか原子力規制委員会がそんなことになるとは思いませんけども、どこかの役所ではですね、普通にそ

の公文書を投棄してしまったりとか、あるいは書換えを要求するような役所まで存在しているわけですし、将来にわたって、良い方が委員であり、職員も良い心を持っているとは限らないわけですよ。だから、そこは制度的に担保しておくことが必要なのではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

- 更田委員長 制度的に担保というのは、方法としてどうあるかというのはなかなか難しいところだと思うのです。というのは、今、これは仮定の話ではあるから、なかなか議論が難しいですけども、今これはこうでなくてはならないという委員会決定をしたとしても、10年後の委員会はその委員会決定を覆すことができるわけですよ。ですから、もし10年後の委員会の判断を縛ろうと思ったら、委員会よりも上位にある、委員会を縛ることのできるところがそういった決定をしなければ、例えば委員会の設置法であるとかね、なのだろうと思います。

ただ、そうですね、どこの規制当局でもそういった事例ってあんまり、将来の判断について現時点で、まあ決定文とか、拘束するものではなくて、その精神について語っておくというような文書はなくはないのしょうけれども、制度として10年後の判断に対して、一定であっても縛りをかけるというのは非常に難しいことなのだろうと思います。

- 記者 もう一つなのですけども、今日の議論の中で、将来的に、例えば10年後なりにですね、もしかしたら公開できるようになるかもしれないという、何か条件を幾つか委員長、挙げていらっしゃるように思いますけれども、状況変化ということ、それを何かもうちょっと詳しく教えていただけないですかね。

- 更田委員長 今日、委員会の中で発話したのは、ある特定のサイトで、そのサイト内の原子力の利用が終わって、例えば特定核燃料物質のようなものはもうなくなってといったような状況に至ったときの核セキュリティに関わる情報で、その情報を公開することによってほかの施設に悪影響を及ぼさない。ほかの施設の脆弱性を明らかにするようなことにならない情報であったらば、これはそれまで非公開で、原子力利用をそのサイトで続けている間は非公開であったものが公開になる可能性というのは理屈としてあり得ると思うのですよ。それ商業機密でも同じことで。

ですので、まあそういった意味で情報の中に時間の経過とともに非公開部分が減っていくことは理屈の上であるだろうとは思いますが。

- 記者 あんまりこんなことを聞くのもよくないのですが、廃炉をしている施設であっても、セキュリティ部門というのは生き残っていると思うので、なかなか情報公開していただけるものなのかどうかというのはちょっとどうなのかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

- 更田委員長 それはヨシノさんがおっしゃるとおり、実態としてはサイト内から全ての核燃料物質がなくなって、汚染も消えてという状態。特にセキュリティでは特定核燃料物質が全部サイトの外へ出ていった状態、これはまだ近い将来に予想がされていないので、そこで何が公開できるかって、これ恐らくは理屈の上だけの話で、実際としてそう

いうものがあるとは考えにくいのかもしれない。

例えば、核セキュリティに用いている設備にしても、類似の設備がほかのサイトで使われていれば、類似の設備や類似の手法が使われていれば、それに係る情報というのは公開するわけにはいかないの、理屈の上ではあるけれどというところに留まるのかもしれない。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほか御質問ございませんでしょうか。

ではヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

同じ話題なのですが、事業者の文書の保存期間、核セキュリティの文書の保存期間というのがどれくらいなのかというのはちょっと僕は分かんないのですが、今回の規制委員会の保存期間を10年にするという議論が電力会社にも波及していくようなことって考えられるのでしょうか。

○更田委員長 波及するかどうかは電力事業者の判断だと思いますけども、当面今の時点で私たちがその事業者側の文書の保存期間について、今回の規制委員会側のルールを変えたことによってその波及を要求するというのは当面今の時点で考えは持っていないので、そういった意味ではそれはあくまで事業者の判断だと思いますが。

○記者 明日、電力事業者と意見交換がありますけど、例えば、その場でこういう議題を試みたりですとか考えられるのでしょうか。

○更田委員長 多分、今日の明日なので、CNOがどこまでそれを、CNOさんも戻って担当部門にと言わないといけないようなところがあるのだろうとは思いますが。今の時点で明日尋ねてみようというのは、もちろんほかの委員、出席者から出るかもしれないですけども。

どうですかね。もうちょっと事業者との接触を重ねて議題になるようなものじゃないかというふうには思いますが。

○記者 明日、核セキュリティの議論もされますけど何か主なトピック、こういうことを聞きたいとかいう話があれば教えていただけますか。

○更田委員長 そうですね。むしろ核セキュリティに関しては、我々が今行っている規制や新しい検査制度について事業者の受け止め、それからCNOの持っている問題意識を聞きたいと思っているので、こちらからなるとごく一般的なものではあるけど、核セキュリティに対する取組に関して、事業者間の温度差みたいなもの、意識の違いみたいなものについてどう捉えているかというのは話題になるかもしれないです。

ただ私は一応明日出席することになってますけど、出席者の一人に過ぎないのでそこでの話題を今の時点であんまり縛ろうとは思いませんけれども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

はい、ではオカダさん一番後ろです。

○記者 毎日新聞のオカダです。

今回の文書の保存期間については、柏崎刈羽の案件を受けて核セキュリティにおける検査関連と面談、通報、連絡関連の文書に限って議論をしたわけですが、今回たまたまこういう問題があったから対応したと思うのですが、ほかの文書についてはどういうお考えなのでしょうか。

○更田委員長 ほかというは核セキュリティのほかの文書、それとも核セキュリティ以外の文書。

○記者 核セキュリティ、両方聞きたいと思いますが、一先ず核セキュリティに関しても不利益に関する文書はまた別の保管期限があったりとかするわけですが、核セキュリティに関して、例えば保存期間をその見直したりとか、もしくはその核セキュリティ部門以外でもその文書の保存期間を見直したりするとかという議論につながっていく可能性についてはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○更田委員長 核セキュリティに関するもので、今日の対象になったものではない文書というのが、オカダさん、例を挙げられますか。

○記者 規制委員会のホームページ上にその文書の種類ごとに年限が出てますが、例えばちょっとすぐは出てこないのですが、もう私の記憶にある限りその不利益に関する文書の保存期間が3年か5年かとかだったと思うのですが、かなり文書が細かく規定してあって、今回、核セキュリティ分野の扱っている文書の中のほんのごく一部という認識なのですが。

○更田委員長 今の時点では答えを持ってないですね。ちょっと、まずどういった文書なのか私が把握をしなければならぬし、それから文書の保存期間というのは、もう一つのお尋ねについても言えば、文書の保存期間というのは、今、保存そのものが問題なのではなくて、それを開示しようとするときの作業、それから確認が強烈な人と時間を使うことになるので。むしろ制限条件という言葉が相応しいかどうか分からないけども、その文書の保存期間もその関連で考慮しなければならない部分があるのだろうと思っています。

文書量ですとかそういったものも把握しないとなかなか判断はできないけれど、保存期間に係る議論というのは、いつでも起こり得る話なのだろうというふうには認識しています。

○記者 あと、その保存期間が来た場合にその廃棄するか、延長するか、判断するという話が今日は委員会でありましたけれど、あれは今の現時点でもその既にその各担当課ごとに保存期間が来たら三つの選択肢を考えて判断しているということを見ると、今日の定例会を踏まえて何か変化があるというわけじゃないということだと思いますよね。

○更田委員長 別に新しい話じゃないです。おっしゃるとおりですよ。要するに期間が来たから廃棄しなければならないとか、機械的に廃棄するというものではなくて、保存していなければならない期間が終わっただけであって、ですからその保存期限というのは、その期間がきたら廃棄しなければならないではなくて、廃棄することができるという期限で、当然その時点で今の状態でもその他の分野のものについても担当課がこれは取っておこうとなれば、取っているというそういうことですね。

○記者 そこについては何か問題意識というのは抱えられているのでしょうか。

つまり先ほどの質問にもありましたけど、今は縛るのが難しいのであれば、何かその今後も継続的に検討するのかなんか、じゃあ今のまんまでいいのか、そうじゃないならばどういう問題意識が……

○更田委員長 より難しいのは核セキュリティ分野に関すること限定ですけども、どこまでの情報が公開できてどういった情報が公開できないのかという判断は一般論としての判断は時間とともに変化するだろうし最も難しいところだと思っています。

それからさらにもっと作業といいますか、仕事量の観点から言ったらば、非開示情報を含む可能性、公開することができない情報を含む可能性のある文書の公開ってもの凄く強烈な作業なわけ。これは1行1行全部チェックしますので。ですからそういった文書に対して、先ほどもお話ししたけれども、保存期間がいたずらに長いと膨大な文書になっていて、そして開示を求められる文書ってものすごくざっくりしていたり、「〇〇」に関するもの全てとかという形になったときに、文書量は強烈な数になって、それをAIが判断してくれるわけじゃないですから、職員が1行1行読んでいくわけです。だからそういったことを考えれば、その保管する文書の量をいたずらに増やしてしまうというとはかえって極端に言えば制度の運用に対する、何て言いますかね、姿勢を歪めてしまう可能性があるんで、そういった意味での文書の保存期間というのは適正期間というのがあるだろうと思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、サカイさんお願いします。

○記者 中国新聞のサカイです。よろしくお願いします。

中国電力の島根原子力発電所2号機のことなのですが、現在、審査書案の取りまとめ、今、規制庁の審査チームが各委員会の説明を続けているのかなと思うのですが、改めて今の現状と、あと今後、定例会合に諮るまでのスケジュール感どのように見通されているかお願いします。

○更田委員長 ここのところ毎週お尋ねですけども、今、審査書に強烈な時間をかけてチェックをしています。読んでいます。審査チームとのやり取りをしています。ですから、かなりの時間を割いて、私自身はかなりの時間を割いてその審査書と。これまでのところ例えば会合をやり直さなければいけないであるとか、それから審査チームの認識

と私や幹部の認識が大きく異なるといったようなことはないので、そういった意味でどういう表現なのだろうな、加速しつつあるというか、チェックは順調に進んでいるというふうに言えると思います。

ただし定例会合にいつかけるかというのは、これはちょっとまだ申し上げるべきではないだろうと思いますし、これまでのプラクティスでも何週間後にかかりますよというようなことを申し上げていませんので、ただ審査書のチェックは順調に進んでいるし、これまでのところ何というかな、後戻りして再確認しなければならないというようなものが上がっているわけではないです。

○記者 今だからまあこれまでと引き続き同様に今後もあの審査チームから個別、各委員への説明が順次進んでいくという、その中で今入念にチェックしている、そういうことでしょうかね。

○更田委員長 そうですね。もうちょっとの期間、そういった状態が続くのだと思います。

○記者 それがいつまで続くかはまだ何とも言いようがない状況でしょうか。

○更田委員長 それは申し訳ないでおこうと思います。

○記者 分かりました。

じゃあ、またよろしく願います。ありがとうございました。

○司会 ほかにございますでしょうか。

今、ヨシエさん、挙げられていますけど、ほかに御質問ある方おられますか。

よろしいですか。

では、ヨシエさん、最後願います。

○記者 河北新報のヨシエと申し上げます。よろしく願いいたします。

話題変わります、福島第一原発の処理施設について伺います。

7日の監視評価検討会ではもう東京電力はサンプルタンクの設置などの現在の検討状況を説明しました。

一方で、その全体の工程は現在も明らかになってない状況です。地元への説明ですとか理解を深めるというような段取りというものもあるかと思うのですが、海洋放出まで2年という期限がある中で現在の検討状況のスピード感というのはどのように認識ございますでしょうか。

○更田委員長 正直に申し上げますと、夏まで大体お盆の時期というのは一つの時期ですけど、その時期くらいまでには申請をしてほしいと思っています。

というのは、ただ一方で、いつまでも待たされるのもかなわないという意味でそういった時期なのですけども、規制委員会の審査にかかる時間が全体の工程に大きな影響を及ぼすかというところでもないと思っています。割とシンプルな内容の審査だと思っています。

もちろんその風評被害を抑制するためのモニタリングの在り方であるとか、そういっ

たのは今、モニタリング調整会議の下でまた、専門家の方で議論が始まろうとしていますし、それは規制ということは外で行われることで、その部分に関しては様々な議論があるだろうと思いますけども、一方で貯留されている液体放射性廃棄物を希釈して海洋へ放出するという点からすると確認方法くらい。で、あとはそれほど大きな論点になるようなものが規制に関わる部分ではあるわけではないので、審査期間もそんなに長期間を私たちは予想していないし、ではあるけれども、一方で工事期間とか準備期間等々もあるだろうから、期待としては8月中旬くらいまでに申請をして欲しいというふうに思っています。

一方で様々な方、利害関係者、あるいは一般に向けて東京電力がしっかりと計画の内容について説明しなければならないというのは、これはこれで規制とは別の意味で大変重要なことだと思いますので、東京電力が時間を要しているのも理解しなければいけないかなというふうに思います。

○記者 今の御発言の中で、8月中旬を目途にという話ございますけれども、それが遅れてくると2年後の海洋放出というそのスケジュールに影響を与えかねないという懸念があるのでしょうか。

○更田委員長 まあ、そうでもないですね。それに計画内容によって、設備の準備に要する時間も変わるだろうし、正直にいうと規制上の審査のプロセスであるとか、工事期間であるとかというよりもむしろ実施に至るまでの間にどれだけ十分な情報、必要な情報あるいはその御地元の方であるとか関係者の方々の理解を得られるかということのほうの実施に至るまでの時間を決める要素だというふうに思いますので、申請時期が少し遅れたからといって実施時期に変化が出るというふうには思っていない。

○司会 それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—